

労働者等申出制度について

●労働者等申出制度とは

特定公契約の業務に従事する特定労働者等が法定の最低賃金額以上の賃金の支払いや、社会保険の加入について疑義を有する場合に、申出を行うことができる制度です。

① 申出

○ 申出内容

特定公契約に係る下記事項の遵守状況についての疑義とします。

- ・法定の最低賃金額以上の賃金を支払うこと
- ・健康保険・厚生年金保険・雇用保険に係る被保険者資格の取得に係る届出及び労働保険に係る保険関係成立の届出を行うこと

ただし、申出の内容が、特定受注者に対し、問合せや説明等の要求を行うことができる程度の具体性と信憑性を有することが必要です。

※上記疑義以外の内容については、奈良県公契約条例に基づく対応は行いません。

○ 申出者の範囲

- ・特定労働者（事業期間の終了や異動・退職等により、特定労働者でなくなった者を含む。）
- ・特定労働者の意向を受けているなど、特定労働者のために申出を行う者

○ 申出先

- ・奈良県会計局総務課（電話 0742-27-8906）

○ 申出方法

- ・電話又は面談（面談を希望される場合、あらかじめ電話でご連絡ください。連絡なく来庁された場合、対応できないことがあります。）
- ・書面の提出による申出

② 事実確認・検討

県では申出内容の該当性、具体性等を検証のうえ、対応を検討します。

③ 疑義内容の確認

疑義内容が、対応すべきであると認められる場合は、特定受注者に説明等を要求します。

説明内容や提出資料等に基づき、法令違反の有無について、必要に応じて、労働局又は日本年金機構等の関係機関に照会します。

説明等によっても疑義が残る場合は、立入調査の実施を検討します。

④ 回答

氏名と連絡先を明らかにした特定労働者については、希望があれば、特定受注者からの説明等及び県が採った措置の概要を連絡します。